

### 3 管理要綱等

# 北九州市小倉城管理運営要綱

## 第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市小倉城（以下「小倉城」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、小倉城の有料入場区域内について規定するものとする

(開館時間)

第3条 小倉城の各階の名称、供用時間及び休業日は、次のとおりとする（規則第1条別表第1(第1条関係)のとおり）。

各階の名称	供用時間	休業日
1階～3階 常設展示ゾーン	(4月1日から10月31日まで) 午前9時から午後6時まで	12月29日から
4階 企画展示ゾーン		
5階 展望ゾーン	(11月1日から翌年の3月31日まで) 午前9時から午後5時まで	同月31日まで

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項の供用時間及び休業日を変更することができる。

## 第2章 一般入館

(入城料)

第4条 入城料は、次のとおりとする（条例第6条第3項別表第3の額の範囲内で、小倉城の指定管理を受けた者(以下「指定管理者」という。)が市長の承認を受けて定めた額のとおり）。

		大 人	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	
					個 人
団 体 (団体 30 人以上)		1 回	2 8 0 円	1 6 0 円	8 0 円

- 2 特別の催物を開催する場合の入城料は、1人1回1,000円以内の額で指定管理者が市長の承認を受けて定めた額とし、市長はその額を告示する。
- 3 小倉城、小倉城庭園及び松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入城料は、次のとおりとする（条例第6条第3項別表第3の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めた額のとおり）。

		大 人	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童

（入城料の減免）

第5条 次の各号の一に該当する場合は、条例第7条に基づき入城料を全額免除とする。

- (1) 本市に居住する知的障害者で、療育手帳を交付された者
  - (2) 本市に居住する身体障害者で、身体障害者手帳を交付された者
  - (3) 本市に居住する戦傷病者で、戦傷病者手帳を交付された者
  - (4) 本市に居住する精神障害者で、保健福祉手帳を交付された者
  - (5) マスコミ等の取材で、小倉城や本市のPRに役立つと考えられるもの
  - (6) 本市を視察等の目的で来北した者を対象とし、行政内部からの申請によるもの
  - (7) 北九州市内の小中学校の児童又は生徒が、学校教育課程の一環として当該小中学校教員の引率のもとに入城するときの児童等及びその引率者
  - (8) 北九州市内の幼稚園又は保育所の園児が、幼稚園教育課程又は保育所行事の一環として当該幼稚園教員又は保育所職員の引率のもとに入城するときの引率者
  - (9) 北九州市免許返納特典カードの交付を受けたものが使用するとき（発行から1年以内の当該カードを提示して、使用の承認を受けた場合に限り、利用回数6回を限度とする）
- 2 公的機関が発行した、北九州市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示した者の入城料については、大人の個人入城料の7割減免とす

る（10円以下切り捨て）。

- 3 その他、事業上特に必要であると認める者については、減免することができる。
- 4 前項の場合、減免率はその都度決定する。
- 5 第1項第6号～8号に該当する場合、入城を希望する者は「小倉城減免申請書（第1号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 療育手帳若しくは保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が1級から4級の者に限る。）が使用するときの付添人の入城料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。

（入城料の不返還）

第6条 既納の入城料は、返還しない。ただし、入城者の責任によらない理由により使用できない時は、既納の入城料を返還する。

（入城の制限）

第7条 次の各号の一に該当する者に対しては、入城を拒み、又は退城を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
- (2) 展示品若しくは設備等を汚損し、又はき損するおそれがある者
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者
- (4) 酩酊している者
- (5) 許可を受けずに館内で販売行為を行う者 ただし、営利を目的とした販売行為は一切許可しない。
- (6) 城内で火気を使用する者
- (7) 指定の場所（5階展望ゾーン）以外の場所で飲食を行う者
- (8) 喫煙を行う者
- (9) 動物（ただし、盲導犬を除く）及び危険品を持ち込む者
- (10) その他施設の管理上支障がある者

### 第3章 企画展示ゾーン

（使用の申請及び承認等）

第8条 企画展示ゾーンを使用する者は、「小倉城『企画展示ゾーン』使用許可申請書兼許可書（第2号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、指定管理者が主催する企画事業のほか、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の承認を受けた者の使用は、1回の使用につき1ヶ月以内とする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 管理上、特に必要がある場合は、条件を付して使用を承認することができる。

(企画展示来訪者の入城料)

第9条 企画展示への来訪者であっても、第4条で定めた入城料を、入城時に支払わなければならない。

- 2 ただし、企画展示主催者が、入城整理券を発行し、30人以上になった場合は、第4条で定めた団体料金を適用する。

(企画展示ゾーンの利用時間)

第10条 企画展示ゾーンの利用時間は、第3条で定めた小倉城供用時間内とする。

(企画展示物の保護)

第11条 企画展示物の保護のため、主催者は必ず、企画展示ゾーンに常駐しなければならない。

- 2 来場者による展示物のき損については、北九州市及び指定管理者は、いっさい責任を負わない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 営利を目的とした販売行為をしないこと。ただし、指定管理者が主催する企画展示は除く。
- (3) 飲食しないこと。
- (4) 喫煙しないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 設置しているパネル以外の壁・柱等に、はり紙、釘打ち等をしないこと。
- (7) 承認を受けた設備及び器具以外のものを使用しないこと。
- (8) 器具等を館外に持ち出さないこと。

(使用の不承認及び取り消し等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備、器具等をき損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、そそのかす等の行為を伴う使用をしようとしたとき。
- (2) わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとしたとき。
- (3) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をしようとしたとき。
- (4) 危険物の使用を伴う使用をしようとしたとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められる場合。
- (6) 葬儀等、観光施設として適さない使用をしようとしたとき。
- (7) 詐欺その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (8) 飲食、飲酒を伴う使用をしようとしたとき。
- (9) 喫煙を伴う使用をしようとしたとき。
- (10) 壁、柱等にはり紙・釘打ち等を伴う使用をしようとしたとき。
- (11) 動物(ただし、盲導犬を除く)を伴う使用をしようとしたとき。
- (12) 使用の目的のために認められた以外の物品を展示しようとしたとき。
- (13) 営利を目的とした販売行為をしようとしたとき。ただし、指定管理者が主催する企画展示は除く。
- (14) 承認を受けた設備及び器具以外のものを使用しようとしたとき。
- (15) 備品等を館外に持ち出そうとしたとき。
- (16) 宗教的宣伝活動のための使用をしようとしたとき。
- (17) 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例若しくは同条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (18) 建物、設備、器具等をき損するおそれがある使用をしようとしたとき。

3 前項の規定に基づく使用の承認を取消し、又は使用の停止によって、使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用が終わったとき、又は第11条2項の規定により、使用の承認の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

2 原状に復するための費用については、全額使用者が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第15条 使用者は、企画展示ゾーンを使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、建物及び設備を滅失し、又はき損した場合、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

#### 第4章 展望ゾーン

(使用目的)

第17条 指定管理者は、観光振興に資する目的をもった、会議、レセプション等（以下ユニークベニューという）で展望ゾーンを使用することができる。

2 ユニークベニューの使用にあたっては、小倉城の供用時間終了後とし、1回の使用につき1日以内とする。

3 ユニークベニュー使用にあたっての基準等については別に定めるものとする。

#### 第5章 小倉城利用者に関する諸様式

(諸様式)

第18条 小倉城の利用に関する諸様式は、次のとおりとする。

(1) 小倉城減免申請書 第1号様式

(2) 小倉城「企画展示ゾーン」使用許可申請書兼許可書 第2号様式

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項に規定する小倉城、小倉城庭園及び松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入城料については、「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」の施行日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



## 小倉城入城減免申請書

令和 年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、小倉城の入城料について減免を申請します。

1. 日 時 令和 年 月 日 ( )

: ~ :

2. 減免対象者 ( 学年)

大人	名 × 350 円 =	円
中学校及び高等学校の生徒	名 × 200 円 =	円
小学校の児童	名 × 100 円 =	円
合計	名	円

3. 減免申請理由 \_\_\_\_\_

4. 使用目的 \_\_\_\_\_

※ 決 定 1. 減免しない  
 2. 条例第 11 条及び小倉城管理運営要綱第 5 条 \_\_\_\_\_ により  
 入城料 \_\_\_\_\_ / 100 減免する。

※ その他 \_\_\_\_\_

★ 1～4 のみを記入してください。★ 当日は必ず申請書をご持参下さい。

## 小倉城「企画展示ゾーン」使用申請書兼許可書

令和 年 月 日

様

申請書 団体名称  
代表者名

下記のとおり、施設の使用を申請します。（※太枠内のみ記入して下さい。）

催事等の名称			
催事等の概要			
使用希望期間	令和 年 月 日 ( ) から	令和 年 月 日 ( ) まで	
連絡先	住所	〒	
	氏名	TEL	
備考			

処理欄	令和 年 月 日		
	担当	管理員	管理責任者

使用許可条件	◎「北九州市小倉城管理運営要綱」及び「企画展示ゾーン使用上の注意」を遵守すること。
	◎催事にかかる搬入・搬出日
	搬入日 令和 年 月 日 時 分から
	搬出日 令和 年 月 日 時 分から
◎特記条件	
	.....
	.....
	.....

## 企画展示ゾーン使用上の注意

企画展示ゾーンを使用する方は、下記のことを必ず守って下さい。下記の各号に違反した場合は、使用の承認を取消し、又は使用を停止する場合があります。

- (1) 使用時間は、小倉城の開館時間内です。
- (2) 使用期間は、原則として最長1ヶ月間です。  
1ヶ月を超える使用をご希望される場合は、事前にご相談下さい。
- (3) 展示物の保護等のため、主催者は、必ず企画展示ゾーンに常駐して下さい。  
来城者による展示物のき損については、北九州市及び施設管理者は、いっさいの責任を負いかねます。
- (4) 営利行為、政治、宗教活動、善良な風俗を阻害する等の行為は禁止します。
- (5) 催事物運搬車以外は、車の城内乗り入れはできません。
- (6) 飲食・喫煙及び火気・危険物の使用はできません。
- (7) 設置しているパネル以外の壁・柱等に対するはり紙、釘打ち等は、汚損・破損等の原因になるので固く禁じます。
- (8) 企画展示ゾーン内で開催される企画展示への来訪者であっても、入場料が必要です。ただし、企画展示主催者が、入城整理券を発行し、30人以上になった場合は、入城料を団体料金扱いとします。
- (9) 城内の備品を許可なく移動させないで下さい。
- (10) 主催者は、使用を終了したときは、使用箇所を現状に回復して下さい。
- (11) その他、企画展示ゾーンの使用について疑義がある場合は、「北九州市小倉城管理運営要綱」に従うほか、指定管理者の指示に従って下さい。

## 小倉城ユニークベニユー実施に関する基準

### (趣旨)

第1条 小倉城指定管理者が、北九州市小倉城管理運営要綱第17条に定める展望ゾーンにて会議、レセプション等（以下、ユニークベニユーという）を実施する際の必要事項を定める。

2 ユニークベニユー実施にあたっては、市に計画書を提出し、実施後は報告書を提出するものとする。

### (利用時間)

第2条 ユニークベニユーとして利用する際は、小倉城の供用時間終了後とする。なお、特別な事情がある場合は市と協議して決めるものとする。

### (遵守事項)

第3条 ユニークベニユーとして利用する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 壁・柱等に貼紙や釘打ち等をしないこと。
- (3) 承認を受けた設備及び器具以外のものを使用しないこと。
- (4) 天守閣内の設置備品を館外に持ち出さないこと。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) 火気の使用をしないこと。
- (7) 展望ゾーン以外での飲食を行わないこと

### (禁止事項)

第4条 次の各号に該当する目的の利用は禁止とし、使用は認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの。
- (2) 建物、設備、器具等をき損するおそれがあるもの。
- (3) 犯罪行為又は犯罪を称え、あおり、そそのかす等の行為を伴うもの。
- (4) 物品の販売、その他これに類するような商行為を主目的としたもの。
- (5) 危険物の使用を伴うもの。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの。
- (7) 葬儀等、観光施設として適さないもの。
- (8) 宗教的及び政治的宣伝活動になると認められるもの。

(9) その他、管理運営上支障があると認められるもの。

2 前項の規定に基づき、使用を停止したことによって、指定管理者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第5条 指定管理者は、ユニークベニユーの使用が終わったとき、または第4条1項の規定により使用停止を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 原状に復するための費用については、全額指定管理者が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 指定管理者は、企画展示ゾーンを使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第7条 指定管理者は、建物及び設備を滅失し、またはき損した場合、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

## 小倉城ユニークベニュー 使用計画書

令和 年 月 日

北九州市 産業経済局

観光課長 様

申請書 団体名称

代表者名

下記のとおり、ユニークベニューの実施を計画しております。

名 称			
利用団体			
概 要			
利用希望期間	令和 年 月 日 ( ) 時 から 時まで		
連 絡 先	住所	〒	
	氏名	TEL	
備 考			

確認欄	令和 年 月 日		
	担 当	係長	課長

条 件	<p>◎「北九州市小倉城管理運営要綱」及び「使用上の注意」を遵守すること。</p> <p>◎催事にかかる搬入・搬出日</p> <p style="padding-left: 40px;">搬入日 令和 年 月 日 時 分から</p> <p style="padding-left: 40px;">搬出日 令和 年 月 日 時 分から</p> <p>◎特記条件</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
-----	---

## ユニークベニュー利用時における展望ゾーン使用上の注意

ユニークベニュー利用時は下記のことを必ず守って下さい。下記の各号に違反した場合は、使用の承認を取消し、又は使用を停止する場合があります。

- (1) 小倉城は昭和34年に市民の熱意により再建された施設であり、貴重な歴史的・文化的遺産です。使用にあたっては、その品位を貶めたり、価値を損なったりすることがないように十分に注意を払ってください。
- (2) 小倉城は北九州市の行政財産ですので、その使用は、市の施策上必要と認められる場合に限ります。
- (3) 使用時間（搬入・搬出に必要な時間を含む）は、一般来城者の観覧の妨げにならないように、小倉城の供用時間の終了後とします。
- (4) 会議等の参加人数は展望ゾーンの収容人数（立食レセプションで50名程度）以下としてください。また、展望ゾーン以外の飲食は禁止します。
- (5) 営利行為、政治、宗教活動、善良な風俗を阻害する等の行為は禁止します。
- (6) 会場設営等に必要な運搬車以外は、車の城内乗り入れはできません。
- (7) 喫煙及び火気・危険物の使用はできません。
- (8) 設置しているパネル以外の壁及び柱等に対するはり紙、釘打ち等は、汚損・破損等の原因になるので固く禁じます。
- (9) 城内の備品を許可なく移動させないでください。
- (10) 使用を終了したときは、使用箇所を原状回復してください。
- (11) その他、使用について疑義がある場合は、「北九州市小倉城管理運営要綱」、「小倉城ユニークベニュー実施に関する基準」に従ってください

## 都市公園の占用、行為又は有料施設の使用に係る事務取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、都市公園の占用、都市公園における行為、有料施設の使用及び使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、別表第1に掲げる市民文化スポーツ局が管理する有料施設の使用及び使用料の減免については、北九州市立スポーツ施設管理要綱の例によるものとする。

### (申 請)

第2条 都市公園に係る各種の許可の申請は、次の各号に掲げるところにより行わせるもの（市が主催して行う事業又は行事のために使用するときを含む。）とする。

(1) 有料施設を個人で使用する場合は、口頭

(2) 前号に規定するもの以外は、書面（様式第1号。以下「許可申請書」という。）

2 許可申請書は、都市公園ごとに、かつ、事案ごとに提出させるものとする。ただし、2以上の都市公園において、1箇月以内の同一事案に係る占用及び行為を行う場合は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる工作物その他の物件又は施設（以下これらを「長期占用物件」という。）を都市公園に設置する場合の占用の許可の申請については、当該長期占用物件を管理する者に行わせるものとする。

(1) 電柱類

(2) 鉄 塔

(3) 変圧塔

(4) 地下埋設管

(5) 通路、鉄道、公共駐車場、防火水槽、水道施設、下水道施設、変電所その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

(6) 橋、道路及び鉄道で高架のもの

(7) 標 識

4 長期占用物件の設置のための工事のうち、工事期間が4日以上工事のために占用する区域（以下「工事占用区域」という。）の占用の許可の申請については、工事を施行する者に行わせるものとする。

5 長期占用物件の設置のための工事のうち、工事期間が3日以内工事のために占用する区域に係る占用の許可の申請は、必要がないものとする。

6 前3項に定めるもののほか、都市公園の占用の許可の申請は、占用する者に行わせるものとする。

### (許 可)

第3条 都市公園に係る各種の許可は、許可書（様式第2号）を交付して行うものと



する。ただし、有料施設を個人が使用する場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる場合の占用の許可の期間については、1箇月以内とする。ただし、別に定める「都市公園内における『物品の販売その他営業行為』に関する継続的な許可基準」に基づき許可を行う場合その他市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 業としての写真撮影を行う場合

(2) 募金、物品の販売その他営業行為を行う場合

(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類するものを行う場合

3 街区公園にあっては、長期占用物件及び次の各号に掲げる工作物又は施設のための占用は、これを許可しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設

(2) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場

4 申請者が、個人利用するときを除き暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」）という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、「暴力団員」という。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、市長又は指定管理者は都市公園の占用、行為、又は有料施設の使用等に係る許可をしないものとする。

5 申請者が、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

（使用料の算定）

第4条 長期占用物件に係る使用料は、当該工事に着手した日から起算して当該長期占用物件を除却した日までの期間につき算定するものとする。

2 工事占用区域に係る使用料は、次の定めるところにより算定するものとする。

(1) 期間 占用を開始した日から起算して当該占用を終了した日までとする。

(2) 面積 工事占用区域内に長期占用物件が設置されたときは、当該工事占用区域の面積から長期占用物件の設置面積を控除した面積とする。

（使用料の不返還）

第4条の2 既納の使用料は返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料（都市公園法第7条各号に規定する占用は除く。）の全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書の規定により使用料を返還することができる場合及び返還の率は、別表第2のとおりとする。

3 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（第4号様式）を市長に

提出しなければならない。

(使用料の減免等)

第5条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号。以下「条例」という。）第11条の規定による使用料の減免の申請は、減免申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて提出させるものとする。ただし、市が主催して行う事業又は行事のために使用するときは、この限りでない。

- 2 市が主催して行う事業又は行事のために使用するときは、使用料は、原則として免除する。
- 3 延命寺臨海公園駐車施設使用料、三萩野公園駐車施設使用料、帆柱公園駐車施設使用料及び大池公園駐車施設使用料は、減免の対象としない。前項の規定により、市が主催して行う事業又は行事のために使用する時も同様とする。
- 4 前2項に規定する場合を除くほか、使用料を減免する場合及び減免の率は、次の表のとおりとする。ただし、条例別表第1の3 有料施設の使用料の注書第3項に規定する冷暖房設備又は照明設備その他の電気設備で市長が定めるものに係る使用料は、減免の対象としない。

区分	減免割合
(1) 本市の事業と密接に係る事業で、国及び他の地方公共団体が行う事業又は行事（学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が行うものを除く。）のために使用する時。	10割
(2) 市と共催により使用する時。	10割
(3) 市の後援により使用する時。	5割
(4) 市内の小中学校（特別支援学校を含む。）の児童等が教師等の引率により教育の一環として使用する場で、減免を行うことが、やむを得ないと認められるとき。	10割。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、減免することができる。 ア 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しに占用する場合 イ 占用物件を設けるその他の占用をする場合 ウ 野外音楽堂を使用する場合
(5) 市内の幼稚園及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設の園児等が教師等の引率により教育又は事業等の一環として使用する場で、減免を行うことが、やむを得ないと認められるとき。	

<p>(6) 市内に在住の者で、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものが使用するとき。(当該手帳を提示して使用の許可を受けた場合に限る。)</p>	<p>共用使用料の10割</p>
<p>(7) 市内に在住の者で、65歳以上のものが使用するとき(公的機関が発行した住所、氏名及び生年月日が確認できる証明書(運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示して使用の許可を受けた場合に限る。)</p>	<p>共用使用料の7割。ただし、減免後の使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額も免除する。</p>
<p>(8) 市内の公共的団体(注3の第1号から第3号までに掲げる団体に限る。)がその設立目的の遂行のために事業又は行事を行うとき。</p>	<p>10割。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、減免することができる。  ア 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しに占用する場合  イ 占用物件を設けるその他の占用をする場合  ウ 野外音楽堂を使用する場合</p>
<p>(9) 市内の公共的団体(注3の第4号に掲げる団体に限る。)がその設立目的の遂行のために事業又は行事を行うとき。</p>	<p>10割</p>
<p>(10) 本市に公園用地を無償で提供する当該公園用地の所有権を有する法人、団体、個人が、当該公園用地を使用する場合で、その使用方法等が公益上相当であると認められるとき。</p>	<p>10割</p>
<p>(11) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>	<p>市長が相当であると判断する割合</p>

注1 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用するとき、療育手帳の交付を受けた者、身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が、1級から4級までの者に限る。)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取扱うものとする。

注2 市と共催又は市の後援により使用するとき、減免申請書に共催又は後援していることについて、所管の長の証明を必要とする。

- 注3 この表において、「公共的団体」とは、次の各号に掲げる団体をいう。
- (1) 自治会、子供会、婦人会、青年団、老人クラブその他これらに類するもの
  - (2) 校区会、父母教師会その他これらに類するもの
  - (3) 公園愛護会
  - (4) 設立資金の2分の1以上を市が出資している団体
- 注4 この表の(4)及び(5)に規定する「教師等」とは、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 教師
  - (2) 保育士
  - (3) 児童福祉施設の職員
  - (4) 児童等の保護者
- 注5 この表の(6)及び(7)に規定する「共用使用料」とは、条例別表第1(第10条関係) 3 有料施設の使用料の表に「共用」として規定されている使用料とする。
- 注6 この表において「その他市長が特に必要があると認めるとき」に該当する場合、別途、副市長が決裁を行う。

(法第9条の規定による協議)

第6条 第2条第2項から第4項までの規定は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第9条の規定による協議について準用する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日に一部改正し施行する。

(通知の廃止)

次の各号に掲げる通知は、廃止する。

- (1) 使用料等の減免の率等について(昭和47年7月14日付北九建公公第312号)
- (2) 公園施設使用料の減免について(昭和48年5月12日付北九建公公第89号)
- (3) 精神薄弱児(者)療育手帳交付者に対する公園施設使用料の取扱いについて(昭和49年2月25日付北九建公公第694号)

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日に一部改正し施行する。  
(経過措置)
- 2 この改正後の要綱の施行の際、現に存する旧様式による帳票は、当分の間、

これを取り繕って使用することができる。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成29年12月21日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日に一部改正し施行する。

別表 1 (第 1 条関係)

区	公園名	市民文化スポーツ局管理施設
門司	大里公園	門司球場、大里柔剣道場、大里プール
	和布刈公園	和布刈塩水プール
	田野浦臨海公園	田野浦庭球場
小倉北	三萩野公園	北九州市民球場、三萩野体育館、三萩野庭球場、三萩野球場
		三萩野少年球場
小倉南	文化記念公園	文化記念プール、文化記念庭球場、文化記念運動場（ナイター利用）
		文化記念公園管理棟
	紫川河畔公園	紫川河畔プール、紫川河畔庭球場
	吉田太陽の丘公園	吉田太陽の丘庭球場
若松	ひびきコスモス公園	ひびきコスモス運動場
八幡東	高炉台公園	八幡東体育館、高炉台球場
	桃園公園	桃園球場、桃園運動場、桃園庭球場、桃園弓道場
		桃園市民プール（室内）
八幡西	的場池公園	的場池体育館、的場池球場、的場池弓道場
	本城公園	本城陸上競技場、本城球場、本城運動場
	香月中央公園	香月中央庭球場、香月中央運動場
	大池公園	大池プール
	上津役公園	上津役プール
	木屋瀬公園	木屋瀬プール
	折尾丸山公園	折尾プール
城山緑地	城山緑地アーチェリー場	
戸畑	都島展望公園	都島球場
	岩ヶ鼻公園	岩ヶ鼻市民プール

別表 2（第 4 条の 2 関係）

返還する場合	返還する率
使用者の責任によらない理由により使用できないとき	100分の100
使用者が使用の日前10日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の80
使用者が使用の日前5日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の60
その他使用者が使用の中止を申し出て相当の理由があるとき	100分の40

## 施設管理要領(小倉城庭園)

北九州市を甲、指定管理者を乙として、次の条項に基づき、業務を遂行するものとする。

第1条 小倉城庭園の管理については、「北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例」等関係規定を守らなければならない。

第2条 乙は、業務を受けた施設を、常に良好な状態に保全しなければならない。

第3条 乙は、次の各号に掲げる事項については、事前に甲の承認を受けなければならない。

- (1)管理運営の方法に関すること。
- (2)施設の利用、模様替え(展示替も含む)、および新設等に関すること。
- (3)開園時間の変更、または臨時休業に関すること
- (4)その他、甲が必要と認めること

第4条 乙は、年度毎に事業計画書を作成の上、甲に提出し承認を得なければならない。乙が、甲に提出する事業計画書の内容は以下のとおりとする。

- (1)組織、事務分担等について
- (2)施設の運営条件について(休館日、開館時間、料金)
- (3)管理業務内容
- (4)集客業務内容(催事・イベント、集客にかかる取り組み)
- (5)(3)、(4)にかかる年間計画表
- (6)管理にかかる経費見積り及び充当する業務内容

第5条 入館料については、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び都市公園の占用、行為又は有料施設の使用に係る事務取扱要綱に従い減免する。

第6条 小倉城庭園の管理および運営上に起因する公租公課に要する経費は全て乙の負担とする。

第7条 乙は、甲の定める様式に従い、甲の指定する日までに入場券の販売状況を報告しなければならない。

第8条 甲は、必要に応じて乙に対し帳簿書類の提出を求め、または検査を行うことができる。

第9条 乙は、協定名義人が定款に従い変更されたときは、ただちに甲に変更届を提出しなければならない。

,



## 公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公募(入札)による清涼飲料水等の自動販売機(以下「自販機」という。)の設置について、北九州市財産条例(昭和39年3月31日条例第85号)(以下「条例」という。)及び北九州市公有財産管理規則(昭和39年3月31日規則第61号)(以下「規則」という。)に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする自販機)

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者(個人及び法人)が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

### (貸付の方法及び期間)

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

### (相手方の選定方法)

第4条 財産管理者(規則第3条第2号に規定する各局長)は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

### (貸付面積)

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

### (貸付料)

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

### (貸付料の納付)

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

### (自販機設置及び撤去に要する費用の負担)

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

- 2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の15日までに納入させるものとする。

#### (自販機設置の条件等)

第9条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

#### (使用済み容器回収ボックスの設置及び管理)

第10条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機1台に最低1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

#### (契約の解除)

第11条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
- (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他設置が適切でないとき。
- (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。

2 前項第2号から第6号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。

3 第1項第1号から第6号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

**(途中解約)**

第12条 第3条第2項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

**(協議事項)**

第13条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

**(その他)**

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

**付 則**

この要綱は平成26年4月1日から施行する。